

第2章 施策の体系と目標とする指標

1 プランの基本理念

北上市において男女共同参画社会を実現するため、次の基本理念を掲げ、市民、企業及び行政が一体となり、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

男女が互いを尊重し、仕事と生活の調和をとりながら、
ともに参画するまちづくり

2 プランの基本目標

基本理念の実現のため、基本目標を3つにまとめ、効率的かつ効果的に施策を推進します。

◎基本目標1 「男女共同参画意識啓発の推進」

男女共同参画の意識啓発を進め、相互理解とパートナー間等の暴力の根絶を進めます。

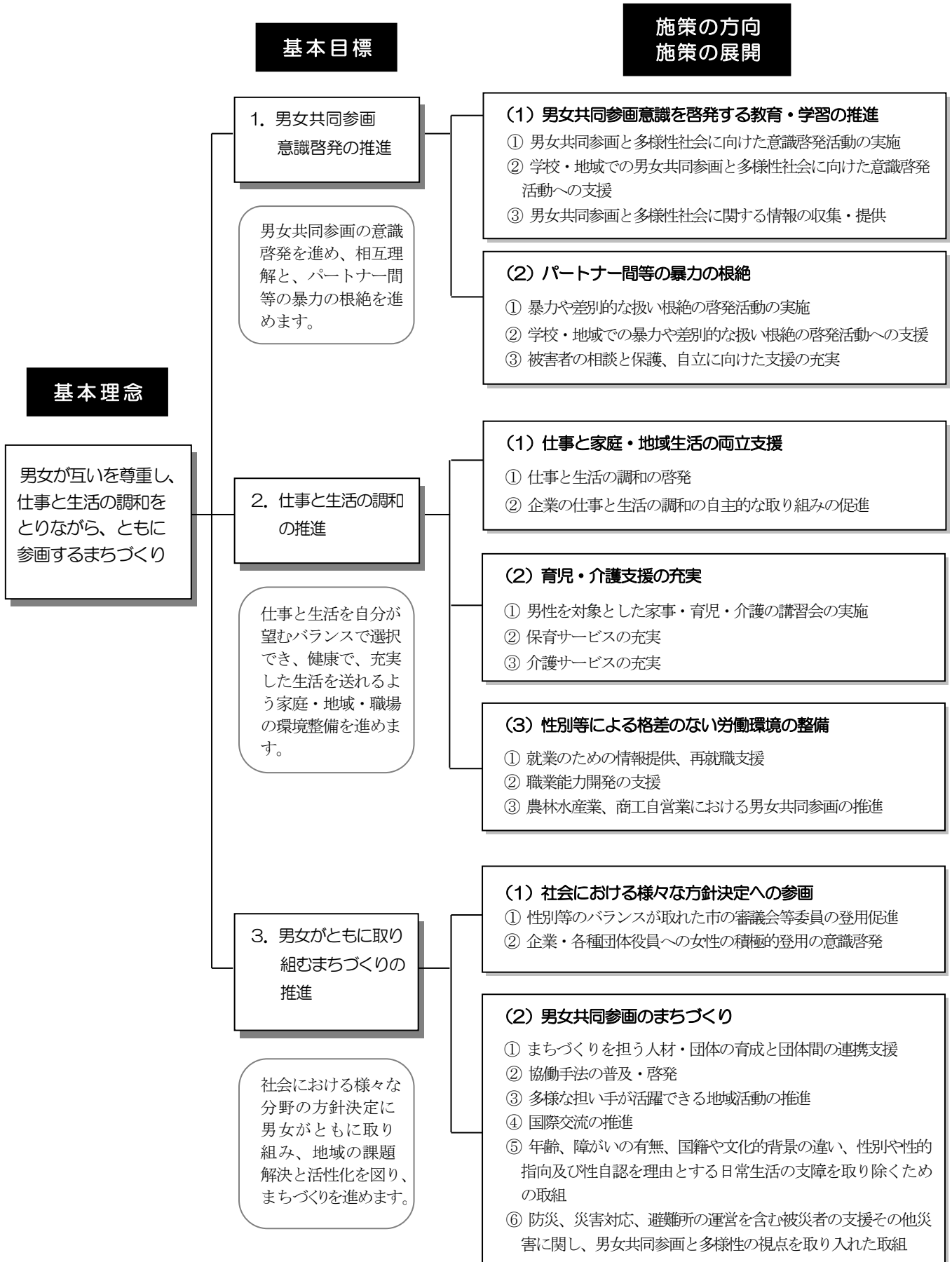
◎基本目標2 「仕事と生活の調和の推進」

仕事と生活を自分が望むバランスで選択でき、健康で、充実した生活を送れるよう家庭・地域・職場の環境整備を進めます。

◎基本目標3 「男女がともに取り組むまちづくりの推進」

社会における様々な分野の方針決定に男女がともに取り組み、地域の課題解決と活性化を図り、まちづくりを進めます。

3 施策の体系図



4 基本目標ごとの施策の方向と展開

◎基本目標1 男女共同参画意識啓発の推進

男女共同参画の意識啓発を進め、相互理解とパートナー間等の暴力の根絶を進めます。

(1) 男女共同参画意識を啓発する教育・学習の推進

<現状と課題>

男女共同参画と多様性社会の実現には、性別等にかかわらず、お互いを理解し多様性を認め合うことが必要です。しかし、実際は社会の多くの場面で男女の不平等を感じる人がまだ多い状態です。

このため、家庭・地域・学校など様々な場面で、幼児期からすべての年代に対して、違いを理解し、個々人の多様性を尊重するための啓発活動と、様々なメディアを活用し、男女共同参画と多様性社会についての情報を市民全体で共有することが必要です。

<施策の展開>

年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向および性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違いや共通点を認め合えるよう、生涯を通じた意識啓発活動に努めます。

- ① 男女共同参画と多様性社会に向けた意識啓発活動の実施
- ② 学校・地域での男女共同参画と多様性社会に向けた意識啓発活動への支援
- ③ 男女共同参画と多様性社会に関する情報の収集・提供

<具体的取り組み>

男女共同参画講座開催事業

男女共同参画と多様性社会実現に向けた意識を向上するため、市民及び市内の企業を対象とした講座を開催します。

男女共同参画出前講座事業

男女共同参画と多様性社会実現に向けて意識を向上するため、地域に出向いて講座を開催します。

広報紙、ホームページ等への情報掲載

様々なメディアを活用し、男女共同参画と多様性に関する情報収集と、年6回以上の市の広報紙への記事掲載、年12回以上の市のホームページの更新等による情報提供を行います。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・学校（保育所・幼稚園を含む）・地域で男女共同参画教育を推進しましょう。 世代間交流を促進しましょう。
企業では	<ul style="list-style-type: none"> 社内研修で男女共同参画教育を実施しましょう。

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
男女共同参画講座参加者数 (フォーラム参加者数を含む)	男女共同参画意識啓発の推進の度合いを測るものとして設定 平成23～26年度までの4年間の平均参加者数から20%の増加を目指します。	100人	120人
男女共同参画出前講座参加者数	男女共同参画意識啓発の推進の度合いを測るものとして設定 平成22～26年度までの5年間の平均参加者数の維持を目指します。	45人	45人
社会通念、慣習、しきたりなどで男女が対等だと思う人の割合	男女共同参画の定着の度合いを測るものとして設定 現状からさらに意識啓発を進め、10.0%以上を目指します。	7.0%	10.0%

(2) パートナー間等の暴力の根絶

<現状と課題>

パートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス 略称DV）、職場におけるセクシュアルハラスメント※、性犯罪など暴力で相手を支配しようとする行為は、重大な人権侵害で、被害者の心身に大きなダメージを残します。

DVなどのパートナー間の暴力の相談件数は増加しており、暴力根絶に向けた啓発活動と被害者が相談できる窓口の整備、保護と自立への支援体制の充実が必要です。

※セクシュアルハラスメント：雇用関係、団体における構成員間など継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。

<施策の展開>

DV・セクシュアルハラスメントその他のハラスメント、性別や性的指向および性自認を理由とする差別的な扱いの根絶のための意識啓発と、被害者の保護や支援に努めます。

- ① 暴力や差別的な扱い根絶の啓発活動の実施
- ② 学校・地域での暴力や差別的な扱い根絶の啓発活動への支援
- ③ 被害者の相談と保護、自立に向けた支援の充実

<具体的取り組み>

デートDV防止講座開催事業

生徒・学生を対象にした交際しているパートナー間の暴力（デートDV防止）講座を開催します。

DV防止意識啓発事業

DV被害の相談窓口の周知と出前講座を実施し、被害の未然防止及び被害に遭った場合の避難等について情報提供を行います。

婦人相談員設置事業

専門の相談員を配置し、DV被害者の相談・保護体制の充実を図ります。また、県福祉総合相談センター、警察、各種相談機関等と連携し被害者の自立を支援します。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・学校・地域での暴力や差別的扱いを防止する教育を推進しましょう。 家庭内の暴力を根絶しましょう。 地域での見守りや声かけに取り組みましょう。
企業では	<ul style="list-style-type: none"> 職場内の暴力（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント※等）や差別的扱いを根絶しましょう。 <p>※パワーハラスメント：職権などを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。</p>

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
配偶者暴力相談支援センターや警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合	<p>男女間の暴力の相談窓口の周知の度合いを測るものとして設定</p> <hr/> <p>現状からさらに意識啓発を進め、55.0%以上を目指します。</p>	49.6%	55.0%

◎基本目標2 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活を自分が望むバランスで選択でき、健康で、充実した生活を送れるよう家庭・地域・職場の環境整備を進めます。

(1) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

<現状と課題>

全国的に長時間労働による過労や、仕事と家庭の両立に悩む人が増加していることから、国において平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、仕事と家庭・地域・個人の生活を自分の望むバランスで選択できる取り組みが進められています。しかし、男女共同参画アンケートでは、全体の36%の人が仕事と生活の両立を望んでいるにもかかわらず、そのうち実現できている人は10%程度にとどまっています。生活のバランスの希望と現実の一致については、特に若い世代において、希望通りに生活のバランスをとれている人は少ないという結果になりました。

また、育児休業の取得について、女性の育休取得は約87%ですが、男性の育児休業取得率は2%台を推移しています。

職場、家庭、地域社会の男女共同参画を進めるには、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発ができ、地域活動に参画できるよう仕事と生活の調和がとれる環境づくりが必要です。

仕事と生活の調和の啓発を進め、企業における長時間労働の抑制、育児・介護休業が取りやすい職場環境の整備、また働く人一人ひとりの働き方に対する意識改革が必要です。

<施策の展開>

家庭生活における活動、学校、地域、職場等における活動の調和の取れた生活が営める環境づくりに努めます。

- ① 仕事と生活の調和の啓発
- ② 企業の仕事と生活の調和の自主的な取り組みの促進

<具体的取り組み>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発事業

仕事と生活の両立、育児・介護休業制度が定着するよう、市民や企業への啓発を行います。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業の紹介

仕事と生活の調和に取り組む企業を募集し、その活動を市の広報紙、ホームページ等で紹介します。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事・育児・介護への男性の積極的参加を促進しましょう。 ・ 働き方に対する意識を改革しましょう。
企業では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護のための休暇・休業を取りやすい職場環境を整備しましょう。 ・ 長時間労働を抑制しましょう。 ・ 事業所内保育所を設置しましょう。

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状>	<目標>
	目標値の考え方	平成 27年度	令和 2年度
生活バランスの希望と現実が一致している人の割合	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の定着の度合いを測るものとして設定	35.3%	40.0%
	現状からさらに啓発を進め、40.0%以上を目指します。		

(2) 育児・介護支援の充実

<現状と課題>

固定的性別役割分担意識に賛成しない人の割合は平成22年から26年までに約12%増加し、60.5%になりました。

しかし、家庭内の家事分担は、依然として女性が主として行う割合が多く、女性に過重な家事負担がかかっています。

加えて、共働き世帯・ひとり親世帯の増加、少子高齢化の進行などに伴い、男性の家事・育児・介護への積極的な参加が求められ、保育・介護サービスの充実が必要になっています。

<施策の展開>

育児・介護に携わる人を、社会全体で支える環境づくりに努めます。

- ① 男性を対象とした家事・育児・介護の講習会の実施
- ② 保育サービスの充実
- ③ 介護サービスの充実

<具体的取り組み>

両親学級

妊婦とその配偶者を対象に、パパの妊婦体験及び沐浴の実技練習等を実施します。

パパママ教室

生後2～3か月児の親への育児支援を行います。

地域子育て支援センター事業

子育て中の親の不安・負担を軽減するため、気軽に子育てに関する相談ができ、子育て情報を提供する場を提供します。

一時保育事業

保護者の傷病、災害、冠婚葬祭などで一時的に保育が困難となった場合の保育を行う保育所を現在より1園以上増やします。

幼稚園預かり保育推進事業

幼稚園児の預かり保育を行い、保護者の就労等により保育が困難である家庭を支援します。

延長保育事業

市内保育園等において、11時間を超えて開所し、保育を行います。

乳児保育事業

市内保育園等において、産休明けからの職場復帰に対応するため、生後2か月からの保育を行います。

ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を希望する人と援助できる人が会員登録し、育児支援のサポートを充実します。

子育て支援情報提供事業

子育てサービス等についてインターネットの活用や広報、子育てマップ等情報誌の配布により子育て中の家庭に情報を提供します。

病後児保育事業

保護者が仕事等のため世話をすることができない病気回復期の乳幼児の保育に努めます。

ひとり親家庭等支援事業

ひとり親家庭等の自立や子どもの就学のため、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金の活用について情報提供を行います。

放課後児童健全育成事業

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

介護保険サービス事業

高齢者が生き生きとした生活を送られるよう介護予防を推進するとともに介護保険サービスの提供基盤の整備と質的な向上を図ります。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">・ 家事・育児・介護への男性の積極的参加を促進しましょう。(再掲)・ 子育て・介護をする人の孤立を防ぐため、地域での見守りや交流事業に取り組みましょう。
---------	---

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
夫の両親学級参加割合	妊娠・出産・育児に対する男性の意識の高さの度合いを測るものとして設定	※ 平成27年度からの実施のため未調査	75.0%
	さらに意識啓発を進め、妊婦配偶者の参加を増やします。		
育児環境が整備され、育児世代の親が安心して子育てができると感じる割合	子育て環境整備の満足度を測るものとして設定	70.6% (H26)	80.0%
	現状からさらに環境整備を進め、80.0%以上を目指します。		
年度当初の待機児童数	子育て環境の整備状況を測るものとして設定	7人 (H26)	0人
	保育園待機児童0を目指します。		
年度末の待機児童数	子育て環境の整備状況を測るものとして設定	31人 (H26)	0人
	保育園待機児童0を目指します。		
ファミリーサポートセンター利用の割合	育児の相互援助サービスの周知度と満足度を測るものとして設定	93.8% (H26)	100.0%
	依頼の対応について、100%を目指します。		
病後児保育実施施設数	仕事のため保護者が世話することができない病気回復期の乳幼児の保育を進めるものとして設定	1箇所	2箇所
	2箇所の設置を目指します。		

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
学童保育所のある小学校数	放課後児童に適切な遊びや生活の場を提供する児童クラブを推進するものとして設定	17校	17校
	学童保育所の設置について、全小学校での設置を維持します。		
介護サービスに満足している高齢者の割合	介護サービスの満足度を測るものとして設定	71.4%	75.4%
	現状からさらに施設の整備やサービスの質の向上を図り75.4%を目指します。		
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に反対する人の割合（市民意識調査）	家庭における男女共同参画の定着の度合いを測るものとして設定	60.5% (H26)	65.0%
	現状からさらに啓発を進め、65.0%以上を目指します。		
男女でともに育児を行う割合	男女が協力して育児を行う度合いを測るものとして設定	23.0%	25.0%
	現状からさらに啓発を進め、25.0%以上を目指します。		
男女でともに介護を行う割合	男女が協力して介護を行う度合いを測るものとして設定	13.2%	15.0%
	現状からさらに啓発を進め、15.0%以上を目指します。		

(3) 性別等による格差のない労働環境の整備

<現状と課題>

若年層や女性に多いパート、派遣社員等の非正規雇用は、賃金や身分が不安定で、世代間・男女間の経済格差の原因となっています。安定し、自立した働き方ができるような性別等による格差のない職場づくりが必要です。

女性が働くことについて「結婚・出産後も続けた方がよい」、「育児などが終わったら再就職したほうがよい」と就業継続を肯定的に考える人は、男女共同参画アンケートから一貫して多数を占める一方、今の社会が女性にとって働きにくいと考える人も多数おり、女性にとって子育てと仕事の両立が大きな問題となっています。就業継続を希望する人が、希望通りに働き続けられるように、両立支援が必要となってきています。

また、育児や介護等で一度職を離れた人が再就職できるよう情報提供や職業能力開発の支援が必要です。

また、農林水産業、商工自営業は、家族経営が多く、労働時間や報酬が不明確になりがちで、特に女性は経営の決定に参画しにくくなっています。男女が対等に経営に参画できる体制づくりが必要です。

さらに、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたこと、全国的に外国人労働者が増えていることから、障がい者や外国人など誰もが不当な扱いを受けない職場の環境整備が急務となっています。

<施策の展開>

労働において、年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向および性自認による格差や不当な扱いをなくし、個性と能力を發揮できる職場づくりに努めます。また、農林水産業、商工自営業分野の男女共同参画推進を図ります。

- ① 就業のための情報提供、再就職支援
- ② 職業能力開発の支援
- ③ 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

<具体的取り組み>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発事業（再掲）

仕事と生活の両立、育児・介護休業制度が定着するよう、市民や企業への啓発を行います。

社会人就労支援事業

市内の就業状況の変化に対応し、就職面談会ジョブパーク北上を実施します。

また、就職活動のスキルアップを目指し、一般求職者向けセミナーを実施します。

家族経営協定締結推進事業

家族経営協定に向けた啓蒙活動を行い、締結促進を図ります。

女性認定農業者支援事業

女性認定農業者の理解度を高め、増加を図ります。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結を推進しましょう。 ・ 農業の担い手の育成に取り組みましょう。
企業では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別等による格差や不当な扱いのない労働環境をつくりましょう。 ・ 再就職希望者を積極的に採用しましょう。 ・ 育児・介護休業を取りやすい職場環境を整備しましょう。 (再掲) ・ 長時間労働を抑制しましょう (再掲) ・ 事業所内保育所を設置しましょう。(再掲)

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
就職面談会、セミナー参加者数	就職活動を支援する機会の活用状況を測るものとして設定 平成22～25年度までの4年間の平均参加者数から15%の増加を目指します。	356人	410人
家族経営協定締結件数	家族農業経営における男女共同参画の定着の度合いを測るものとして設定 1年につき3件以上の増を目指します。	86件 (H26)	101件
女性就農者割合 (農業センサス)	農林業における女性の人材育成の進捗状況を測るものとして設定 高齢化等により農業就農者は減少傾向にあるため、現状を維持します。	53.2% (H22)	53.2%
今の社会は、女性にとって働きやすいと感じる人の割合	職場における男女共同参画の定着の度合いを測るものとして設定 現状からさらに啓発を進め、40.0%以上を目指します。	37.8%	40.0%

◎基本目標3 男女がともに取り組むまちづくりの推進

社会における様々な分野の方針決定に男女がともに取り組み、地域の課題解決と活性化を図り、まちづくりを進めます。

(1) 社会における様々な方針決定への参画

<現状と課題>

男女共同参画と多様性社会の実現には、政策や方針決定に性別等の区別のない多様な視点が入り入れられることが必要です。しかし、市の審議会等委員においては男性が多数を占めており、女性の参画は遅れています。また、地域の団体役員や企業の管理職においても同じ傾向が見られます。

国では、平成27年度に、女性活躍推進法を制定し、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の採用や昇進の機会の提供や仕事と生活の両立支援等を中心に、施策を展開しています。

市では、審議会等委員の充て職の見直しや、公募制を拡大するなど、方針決定過程におけるポジティブ・アクション*を推進します。

※ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

<施策の展開>

市、地域、企業等あらゆる分野の方針決定に性別等の区別なく多様な視点を取り入れるよう努めます。

- ① 性別等のバランスが取れた市の審議会等委員の登用促進
- ② 企業・各種団体役員への女性の積極的登用の意識啓発

<具体的取り組み>

性別等のバランスが取れた市の審議会等委員の任用

企業・各種団体役員への女性の積極的登用の働きかけ

<家庭・地域・企業の役割>

地域では	・ 地域の自治組織や各種団体の役員は、性別等のバランスを見直しましょう。
企業では	・ 採用・登用に関するポジティブ・アクション、性別等による格差のない人材育成に取り組みましょう。

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
女性委員のいる 市の審議会等の 割合	市の政策・方針決定の場における男女共同 参画の定着の度合いを測るものとして設定	82.6%	100.0%
	1年につき5ポイントの改善を目指します。		
市の審議会等に おける女性委員 の比率	市の政策・方針決定の場における男女共同 参画の定着の度合いを測るものとして設定	23.9%	35.0%
	1年につき2ポイント以上の改善を目指し ます。		

(2) 男女共同参画のまちづくり

<現状と課題>

北上市では、平成18年に北上市まちづくり協働推進条例を制定し、市民の参加を基本としながら市民公益活動団体、地域コミュニティ団体、企業及び行政が協力して、まちづくりに取り組む協働のまちづくりを進めています。

一方で、自治会など地域や社会活動に参加している人は年々減少し、参加しない人からは「仕事が忙しい」、「活動に興味がない」が主な理由としてあがっています。

また、平成28年に北上市多文化共生指針の策定、平成31年に北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例を制定しました。

市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、子育て支援、防災・防犯、地域コミュニティの強化など地域の課題解決に取り組むには、男女共同参画の視点を持ち、国際理解を含めた多様な価値観に対応できる人材の活躍と、まちづくりを担う人材・団体同士の連携・協力が必要とされています。

市においても、地域コミュニティでの役員の性別等のバランスをとることや、多様性社会の実現に向けて、外国人・障がい者などの意見を反映した運営が必要とされます。

また、平成23年3月に起こった東日本大震災時の教訓を活かして、男女共同参画と多様性の視点を取り入れた防災意識の啓発も必要と考えられます。さらに、非常時

には外国人へのサポートがされにくい状態となることから、日常からの外国人への積極的な情報提供も必要とされています。

<施策の展開>

男女共同参画の視点に立ち、多様な団体の連携・協働によって地域の課題解決に取り組み、すべての人にとって住みよいまちづくりに努めます。

- ① まちづくりを担う人材・団体の育成と団体間の連携支援
- ② 協働手法の普及・啓発
- ③ 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- ④ 国際交流の推進
- ⑤ 年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組
- ⑥ 防災、災害対応、避難所の運営を含む被災者の支援その他災害に関し、男女共同と多様性の視点を取り入れた取組

<具体的取り組み>

男女共同参画サポーター養成支援事業

自主的に地域の中で男女共同参画推進運動に取り組む男女共同参画サポーター※の養成支援と、その後の活動を支援します。

※男女共同参画サポーター：岩手県が主催する養成講座を受講し、認定を受けた住民。

市民活動情報センター事業

協働による取り組みの相談に対応するとともに、協働相手とのコーディネートやマッチング等を行い、市民活動を支援します。

国際交流事業

様々な国際交流の機会をつくり、市民の多様な文化への理解を深めるとともに在住外国人の社会参加を促します。また、外国人への情報提供を行います。

防災訓練事業

災害に備えての防災訓練に女性の参加を働きかけ、市民の防災に対する意識向上を図ります。

<家庭・地域・企業の役割>

家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりのための研修等へ参加しましょう。・ 地域活動へ積極的に参加しましょう。
---------	---

<主な指標>

指標	指標の考え方	<現状> 平成 27年度	<目標> 令和 2年度
	目標値の考え方		
男女共同参画サ ポーター数	地域において男女共同参画を推進する人 材育成の進捗状況を測るものとして設定	28人	36人
	1年につき1人以上の増員を目指しま す。		
自治協議会役員 における女性割 合	市内16地区の地域づくりの方針決定の 場における男女共同参画の定着の度合い を測るものとして設定	6.4% (H26)	15.0%
	概ね各地区で1人以上の増員を目指しま す。		
市政座談会の女 性の参加割合	行政と地域が課題解決のために意見交換 する場における男女共同参画の定着の度 合いを測るものとして設定	14.3% (H26)	20.0%
	全地区平均で年1ポイント以上の増加を 目指します。		
男女が等しく社 会に参加できる 環境づくりの満 足度（市民意識 調査6段階評 価）	社会のあらゆる分野の政策・方針決定の 場における男女共同参画の定着の度合い を測るものとして設定	3.75 (H26)	4.0
	現状から0.2ポイント以上の改善を目指 します。		